

検察官（総務部検事）



【職歴（キャリアステップ）】

H21.	12	検事任官（東京地方検察庁）
H23.	4	静岡地方検察庁検事
H24.	4	名古屋地方検察庁豊橋支部検事
H26.	4	東京地方検察庁検事
H28.	4	横浜地方検察庁検事
	.	
R	4.	4 横浜地方検察庁検事

【志望動機】

小学生のときに弁護士が主役のドラマを観て、弁護士ってカッコいい！と思い、法律の仕事に興味を持ちました。当初は弁護士志望でしたが、ロースクールで検察教官の授業を受けたり、司法修習で検察実務に触れたりするうちに、一つ一つの事件や、事件関係者の人生について真剣に悩んだり寄り添ったりしながら、真実を明らかにし、社会のために正しいことをしようとしている検察官に魅力を感じるようになりました。また、検察官と事務官が組織として一体感を持って仕事をしているのも楽しそうだなと感じました。

【業務内容】

現在、総務部刑事政策総合支援室という部署で、再犯防止（社会復帰支援）、被害者支援などの業務を担当しています。

犯罪を犯したとして検察庁に送られてくる被疑者について、6割以上が裁判を受けることなく事件が終了し（「不起訴処分」といいます）、裁判を受けても刑務所に入る人はごく一部です。つまり、多くの人が社会での生活を続けることとなります。その中には、福祉や医療などの支援が必要な人が少なくありません。そのような人たちに対して、適切な支援につなぐことは、再犯防止（社会復帰支援）という非常に大切な検察庁の仕事の一つです。

また、犯罪の被害に遭ったことで、精神的・身体的・経済的に傷ついた被害者の方々に対しても、事件の捜査や裁判に協力してもらうだけでなく、警察や弁護士会などと連携した支援を行っています。

このほかにも、児童虐待事案について、警察や児童相談所などの関係機関と連携して対応したり、検察庁の仕事を広く知ってもらうための広報や法教育の活動をしたり、様々な業務を担当しています。

【仕事のやりがい・感想等】

再犯防止（社会復帰支援）にしても、被害者支援にしても、児童虐待事案にしても、警察はもちろん、地方自治体などの行政機関、医療機関、あるいは民間など、様々な他機関との連携が不可欠です。

それぞれの立場や考え方にはもちろん違いもありますが、それを越えて、「被疑者・被告人のために」、「被害者やその家族のために」、最善を尽くそうという共通の目的に向けて、協力し、適切な支援ができたときには、本当に大きなやりがいを感じます。

検察官というと、事件を捜査したり、裁判をしたりしているイメージが強いと思いますが、実は、社会全体の利益にとって何ができるかということを考えながら仕事の幅を広げていける創造的な仕事でもあります。

★学生向けメッセージ★

私は、2人の小学生の子を育てながら仕事をしています。検察庁は、家庭の事情には十分な配慮をしてくれますが、だからといって簡単な仕事ばかり・・・ということではなく、難しい仕事、大変な仕事もどんどん任せてもらえます。そして困っていたら周りがあるやこれやと助け船を出してくれます。自分の私生活も大事にしたいけど、仕事にもやりがいを感じたい！という人にはぴったりの職場だと思います。

検察庁には、いろんな広報資料も用意してありますので、検察庁の仕事についてもっと知りたいと思った方は、是非、検察広報官室にお問い合わせください。